

1-2. 計画の法的な位置付け

本計画は、法第18条の2に規定されるとおり、町の「標茶町総合計画」（以下「総合計画」という。）の基本構想に即するとともに、国や北海道における諸計画と基本的な整合が図られた町の都市計画における基本的な方針として位置付けられることから、土地利用、市街地開発、道路、公園、下水道など、今後、町が定める都市計画は、本計画の内容に即したものとしなければなりません。

■都市計画法第18条の2の条文

都市計画法第18条の2（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

■本計画の法的な位置づけ

